

答 申

諮問第96号

第1 審査会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は妥当でなく、審査請求の対象となった別紙3に記載の開示しない部分について行った決定を取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年11月15日付けで実施機関に対し次の内容の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

和歌山県警察が平成24年8月16日に発表した和歌山県警察科学捜査研究所主任研究員による鑑定書類ねつ造の件に関する和歌山県警察による調査内容及び調査結果に関する文書、図画、電磁的記録の一切。

- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、別紙1に記載の公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別紙2に記載の「開示しない部分」が「非開示理由」に該当するとして部分開示決定を行い、平成24年12月14日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成25年2月8日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関が行った処分のうち別紙3に記載の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、不開示部分を速やか

に開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

実施機関が別紙3に記載の本件処分において行った部分開示決定にかかる不開示理由は形式的な記載しかなく、具体的にどのような支障を想定した上で不開示と判断しているのかが示されていない。想定されうる支障が具体的に示されていれば、実際に100%起こるかどうかは別としても、検討の余地はある。また、一般の会社の個人の名前等が不開示とされている部分もあったが、特定の個人の情報にこだわって審査請求をしているわけではない。

そもそも、情報公開制度というのは、憲法が保障している「知る権利」を実現するために、法律や条例が整備されているわけで、基本的には開示していくというのが原則であり、不開示になるのは例外的な措置であるはずである。本件処分について、実施機関は不開示とする理由を「現に捜査中の犯罪事実（もしくは、背景）に関する情報に当たっていたため」と述べるにとどまり、本事件の捜査にいかなる支障を及ぼすおそれがあるのかということについて具体的な説明を一切していない。このことは、実施機関において、形式的な理由を超えて本件処分を不開示にすべき理由がないことを明らかにしているというほかない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する部分開示決定処分理由説明書（補充説明書を含む。）及び当審査会の求めに応じて提出した資料並びに審査会における説明及び意見陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求があった当時の状況について

本件開示請求の対象となっている、和歌山県警察科学捜査研究

所主任研究員（以下「被疑者」という。）による鑑定書類ねつ造の件（以下「本事案」という。）は平成24年7月中旬に発覚し、その後同年8月以降捜査・取り調べが行われ、最終的に同年12月17日に検察庁へ送致された。一方、本件開示請求を受理したのは平成24年11月16日であり、部分開示決定を行ったのは平成24年12月14日である。したがって、本件開示請求があった時点では、本事案が和歌山検察庁に送致されておらず、今後の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあった。

2 非開示事項該当性について

本件処分にかかる非開示部分が条例第7条第4号に該当し、今後の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある部分であると判断した具体的な理由については、各々次のとおりである。

(1) 鑑定件数について

鑑定件数は、本件処分15、19、29で非開示としている情報であり、被疑者がこれまでに何件鑑定行為をしたかという数字が記載されている。被疑者は仕事の負担量が大きく、人間関係がうまく構築できず追い込まれて犯行をしてしまったという供述を当初から行っていたため、鑑定件数は具体的にどれくらいの件数の仕事量で被疑者が負担を感じていたかということにつながる。したがって、鑑定件数を明らかにすることは、動機的一端を解明するに当たって重要なポイントを明らかにしてしまうこととなる。また、本件開示請求があった当時は本事案を未だ送致をしていない段階であり、動機は量刑に関わることなので捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると考え、非開示とした。

(2) 分析機器の名称、型番、写真、ソフトウェアの名称について

分析機器の名称、型番、写真、ソフトウェアの名称（以下「機器名等」という。）については、本件処分2、12、16、17、18で非開示としている情報であり、本件処分18で非開示とした情報については、被疑者が犯罪に使用したと供述している分析機器を使って、供述内容が本当にあっているのかとい

うことを調べるために同じ分析をして確認したときの分析結果に関する文書であり、そこに記載されている分析機器の名称、型番を明らかにすることは被疑者が犯罪に使った犯罪事実そのものを公開するということになるので非開示としている。また、本件処分2、12、16、17で非開示とした情報についても、当初被疑者は特定の分析機器でデータ書き換えなどを行ったと供述していたが、その後になって別の機械でも行ったというように時の経過とともに次々と新たな犯行を供述するような状態であったので、捜査をしている段階で機器名等を明らかにしてしまうと、犯罪事実となる機器名がその後も明らかになる可能性が考えられたので、非開示としている。

3 その他

犯罪の捜査・公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるというのは、「現に捜査中」の本事案についてのみであり、本事案以外の一般的な警察の捜査に影響があるというわけではない。本件開示請求があった当時と、本事案について結審している今現在においては本事案をとりまく状況も変化し、判断基準は変わっている。たとえば、機器名等については鑑定書を作成する際の記載事項でもあり、そもそも分析機器やソフトウェアは入札により整備している現状であるので、通常ならば開示したとしても一般的な捜査に支障を及ぼすおそれはなく、非開示にする情報ではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

公文書開示制度は、県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、県が保有する情報は原則開示との考え方に立っている。

一方、個人、法人等の権利利益や、県民の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示する利益と開示しない利益

とを適切に比較衡量する必要がある。このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

2 当審査会の審査対象について

本件対象公文書及び非開示部分の明細は、別紙2のとおりであり、審査請求人は別紙3に記載の非開示部分について、開示を求めている。

審査請求人が開示を求める非開示部分に記載されている情報を整理すると、本件処分15、19、29については鑑定関係書類の件数が、本件処分2、12、16、17、18については機器名等が記載されている。実施機関は本件処分を条例第7条第2号もしくは条例第7条第4号該当により非開示としているが、審査請求人は、審査請求書及び意見陳述において条例第7条第2号により非開示としている個人に関する情報については審査を求めていることが明らかであるため、当審査会は本件処分における条例第7条第4号該当性についてのみ判断する。

3 非開示事項該当性について

(1) 条例第7条第4号について

条例第7条第4号は「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

本号に規定する情報への該当性については、その性質上、開示・非開示の判断に刑事警察活動に関する専門的技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、当審査会は、非開示部分の本号に規定する情報への該当性について実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて判断する。

(2) 鑑定の数

当審査会が、本件処分のうち、鑑定数が非開示となっている処分（本件処分15、19、29）を見分し検討したところ、本件処分15には、被疑者が作成した鑑定関係書類の数が数字により記載され、本件処分19及び29には、被疑者が作成した鑑定関係書類の点検結果の数が数字で記載されている。実施機関は、鑑定数が公になると、被疑者の動機の解明や量刑の決定に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、動機そのものは非開示とされており、動機の解明や量刑の決定に支障を及ぼす具体的おそれがあるという実施機関の判断は合理性を持つ判断として許容される限度内であるとは考えがたい。

(3) 分析機器の名称、機種名、写真、ソフトウェアの名称について

当審査会が、本件処分のうち、機器名等が非開示となっている処分（本件処分2、12、16、17、18）を見分し検討したところ、本件処分2、12、16、18には、分析機器もしくはソフトウェアの名称もしくは型番が記載され、本件処分17には、分析機器の写真が掲載されている。実施機関は、機器名等を公にすると、現に捜査中の事件の犯罪事実そのものである分析機器が明らかとなり事件の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、具体的にどのような支障が及ぶおそれがあるかについては意見聴取等においても説明がなく、機器名等を非開示とした実施機関の判断は合理性を持つ判断として許容される限度内であるとは考えがたい。

なお、実施機関が説明するように、分析機器は入札により整備されていることから、機器名等が公になったとしても、本事案以外の一般的な捜査に支障はなく、警察の捜査手法が明らかとなる等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがないことも明らかである。もっとも、当審査会の判断の基準は原処分の時点であることは言うまでもない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成25年 3月 1日	○諮問（実施機関）
平成25年 4月26日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年 5月22日	○審査請求人からの意見書を受理
平成25年 6月14日	○審議
平成25年 7月18日	○審議
平成25年11月 5日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年11月22日	○実施機関からの補充説明書を受理
平成25年12月17日	○審議
平成25年12月18日	○審査請求人からの補充意見書を受理
平成26年 1月21日	○審査請求人からの意見聴取
平成26年 3月18日	○審議
平成26年 4月22日	○審議

平成26年 5月20日	○審議
平成26年 6月17日	○審議

別紙 1

1. 科学捜査研究所職員の不適正事案の発生について
2. 赤外分光光度計の使用履歴の確認について
3. 聞取結果報告書（実施日時：平成24年7月11日午後6時20分～午後8時50分のもの）
4. 聞取結果報告書（実施日時：平成24年7月11日午後6時20分～午後8時55分のもの）
5. 聴取結果報告書
6. 科捜研職員による分析データ不正使用事案の発生について
7. 起案用紙（平成24年7月12日付け「科捜研職員による分析データ不正使用事案の発生について（案）」）
8. 起案用紙（平成24年7月12日付け「検察庁説明用メモの作成について（案）」）
9. 起案用紙（平成24年7月13日付け「警察職員の規律違反の発生について（報告）」）
10. 警察職員の規律違反の発生について
11. 聞取結果報告書（実施日：平成24年7月14日及び同年8月6日のもの）
12. 科捜研職員による分析データ不正使用事案の発生について（第2報）
13. 警察職員の規律違反事案の発生について
14. 科捜研職員による新たな不正事案の認知について
15. 起案用紙（平成24年7月25日付け「科捜研職員による分析データ不正使用事案の発生について（第3報）（案）」）
16. 鑑定関係データの点検結果について
17. 分析機器の写真撮影について（報告）
18. 報告書（平成24年7月28日付け「●●の分析結果について」）
19. 鑑定関係書類の点検結果について（報告）
20. 報告書（平成24年7月30日付け「●●の調査結果について」）
21. 警察職員の規律違反事案の発生について（第2報）
22. 鑑定に係る不正行為の調査結果について
23. 報告書（平成24年8月4日付け「不正行為が行われた鑑定に係る●●の調査結果について」）
24. 聞取結果報告書（実施日時：平成24年8月7日午前10時00分～午前11時44分のもの）
25. 聞取結果報告書（実施日時：平成24年8月7日午後1時10分～午後2時10分のもの）
26. 聞取結果報告書（実施日時：平成24年8月7日午後2時10分～午後2時50分のもの）
27. 聞取結果報告書（実施日：平成24年8月9日のもの）
28. 聞取結果報告書（実施日時：平成24年8月9日午前9時22分～午前9時40分のもの）
29. 鑑定関係書類の点検結果について（報告）
30. 報道メモ（平成24年8月16日付け）
31. 聞取結果報告書（実施日：平成24年8月22日のもの）
32. 科学警察研究所への質疑内容について（報告）
33. 聞取結果報告書（実施日時：平成24年9月13日午前10時4分～午前11時45分のもの）
34. 起案用紙（平成24年10月4日付け「警察職員の規律違反の処分協議について（報告）」）
35. 警察職員の規律違反の処分予定について（和歌山県）
36. 電話受信用紙（平成24年10月17日付け「規律違反者等に伴う処分量定について」）

公文書 (別紙 1の付 番を記 載)	開示しない部分	非開示理由
1	『1対象職員』 マスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『5認知内容』 1行目文中マスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『5認知内容、6聴取結果』 上記以外のマスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
2	『2聴取方法』 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	上記以外の全マスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
3	供覧右端の「係長・主任」の欄内 マスキング部分	<p>条例第7号第2号に該当</p> <p>当該部分には、警部補以下(同相当職を含む。)の警察職員の印影が記録されており、これは特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『被聴取者』氏名	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『被聴取者』 生年月日、採用月日、現階級年月日、現所属年月日、家族	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合するこ</p>

		とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であり、同号ただし書にも該当しないため。
	『身分等』 内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『事実関係』 内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『指導教養』 内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
4	『補助者』 欄内マスクング部分	<p>条例第 7 号第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、警部補以下(同相当職を含む。) の警察職員の印影が記録されており、これは特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『被聴取者』 氏名	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『被聴取者』 生年月日、採用月日、現階級年月日、現所属年月日、家族	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『事実関係』 内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、</p>

		これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
5	前文中マスクング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『 2 被聴取者』氏名	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『 4 不正行為の動機』～『 7 現在の心境』 内容中マスクング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『聴取時の印象』 内容中マスクング部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
6	『 1 対象職員』 氏名	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『 1 対象職員』 住居、生年月日、家族、『警察歴』中のマスクング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
	『 2 事件概要』～『 6 事件捜査に及ぼした影響』中のマスクング部分（ただし下記を除く。）	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす

		おそれがあるため。
	『4 事実確認』 内容中マスク部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『7 今後の措置(1)』 内容中マスク部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『8 参考』 1行目文中マスク部分(2箇所)	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『8 参考』 上記以外のマスク部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『別紙「事件別一覧表」』	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第7条第2号に該当 当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。
7	『当該職員』 氏名	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『当該職員』 生年月日、採用月日、現階級年月日、現所属年月日	条例第7条第2号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合するこ

		とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であり、同号ただし書にも該当しないため。
	『捜査状況等』 内容中マスキング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
8	『当該職員』 内容中マスキング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『行為内容』 表中「署」「内容」欄マスキング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。
	『行為内容』 上記以外のマスキング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
9	『起案者』 電話番号	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、警察専用電話の内線番号が記載されており、これを公にすると、不特定多数のものから警察業務の妨害を目的とした嫌がらせの電話を受けるおそれがあるほか、犯罪の災害等の緊急時の警察通信事務に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『当該職員』 氏名	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『当該職員』 生年月日、採用月日、現階級年月日、現所属年月日、家族	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。

	『捜査状況等』 内容中マスキング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
1 0	『当該職員』 氏名	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『当該職員』 生年月日、採用月日、現階級年月日、現所属年月日、家族	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『捜査状況等』 内容中マスキング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
1 1	『被聴取者』 採用年月日、家族関係	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『身上等』○家族関係 内容中マスキング部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『身上等』欄 ○バズ関係中マスキング部分 3 箇所のうち 1 箇所目	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、科学捜査研究所の体制に関する情報が記載されており、公にすることにより、事案への対処能力等が明らかとなり、犯罪を企図する者に有利な情報となり、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『身上等』欄 ○バズ関係中マスキング部分 3 箇所のうち 2 箇所目及び 3 箇所目	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>

『身上等』 3 規律違反者の性格 内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
『事実関係』 1 内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
『事実関係』 2～3 内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
『事実関係』 4～6 内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
『事実関係』 7 項目中マスクング部分及び第 1 段落中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
『事実関係』 7 上記以外のマスクング部分	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
『事実関係』 8 項目中マスクング部分、内容中マスクング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、</p>

		これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『事実関係』 10 項目中マスキング部分、内容中マスキング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
1 2	3 頁 3 行目のマスキング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	別紙 5 枚目（『マスコミ発表時の Q&A』） 「Q採用は。」の A 中のマスキング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
	上記以外の全マスキング部分（別紙を含む。）	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。

1 3	『3 規律違反者』 氏名（読み）	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『3 規律違反者』 生年月日、採用月日、現所属年月日、現係配置年月日、家族構成	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『6 その他』 内容中マスキング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
1 4	前文中マスキング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『2 認知状況』(2) 認知の経緯 1 行目のマスキング部分 2 箇所	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『2 認知状況』(2) 認知の経緯 3 行目以下のマスキング部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『3 事案概要』(1) 内容中マスキング部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しない</p>

		<p>ため。</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『3 事案概要』(2)以下のマスキング部分（但し、下記を除く。）	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『5 事情聴取結果』 1 行目のマスキング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
15	『第 2 事案の概要』 1 (1) 認知状況 1 行目のマスキング部分 2 箇所のうち左側 『第 3 現在の調査状況』 2 (1) 1 行目のマスキング部分 2 箇所のうち左側 『第 3 現在の調査状況』 2 (2) 1 行目のマスキング部分 2 箇所のうち左側 『第 3 現在の調査状況』 3 項目中マスキング部分、1 行目のマスキング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	上記以外の全マスキング部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害</p>

		<p>するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>
1 6	前文中マスク部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	上記以外の全マスク部分（別紙を含む。）	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>
1 7	報告書 マスク部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、警部補以下（同相当職を含む。）の警察職員の氏名、印影が記録されており、これは個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	前文中マスク部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	別紙 全マスク部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>
1 8	前文中マスク部分 2 箇所のうち左側	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	上記以外の全マスク部分（別紙を含む。）	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別するこ</p>

		とができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。
19	前文中のマスクング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『3点検内容』 1行目のマスクング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『3点検内容』 表中のマスクング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。
	『4点検結果』	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。
20	標題中マスクング部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	前文中マスクング部分 2 箇所のうち左側	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	前文中マスクング部分 2 箇所のうち右側	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、

		これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	上記以外の全マスキング部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
2 1	『1 規律違反者』 氏名（読み）	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『1 規律違反者』 生年月日	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『2 規律違反事案』以下全マスキング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
2 2	前文中マスキング部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	本文中全マスキング部分（別紙を含む。）	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>

		<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
2 3	<p>標題中マスクング部分</p>	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>前文中マスクング部分 2 箇所のうち左側</p>	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	<p>前文中マスクング部分 2 箇所のうち右側</p>	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>本文中マスクング部分（別紙を含む。）</p>	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
2 4	<p>『補助者』 欄内マスクング部分</p>	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、警部補以下（同相当職を含む。）の警察職員の氏名が記載されており、これは開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	<p>『被補助者』 氏名</p>	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協</p>

		力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
『被補助者』 生年月日、採用年月日、現階級 年月日、現所属年月日		条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
『事実関係』 1 内容中マスキング部分		条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
『事実関係』 2 項目中マスキング部分		条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
『事実関係』 2 項目以外の全マスキング部分		条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
『事実関係』 3 項目中マスキング部分		条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
『事実関係』 3 項目以外の全マスキング部分		条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協

		力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『事実関係』 4 項目中の全マスク部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『事実関係』 4 内容中マスク部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『事実関係』 5 項目中マスク部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『事実関係』 5 内容中マスク部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『事実関係』 6 内容中マスク部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『事実関係』 8 内容中マスク部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
25	『補助者』 欄内マスク部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、警部補以下（同相当職を含む。）の警察職

		員の氏名が記載されており、これは開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。
『被補助者』 氏名	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
『被補助者』 生年月日、採用年月日、現階級 年月日、現所属年月日	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。	
『事実関係』 1 全マスキング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。	
『事実関係』 2 (1) 内容中マスキング部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
『事実関係』 2 (2) 内容中マスキング部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
『事実関係』 2 (3) 項目中マスキング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。	
『事実関係』 2 (3) 内容中マスキング部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及	

		ぼすおそれがあるため。
	『事実関係』 2 (4) 項目中マスク部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『事実関係』 2 (4) 内容中マスク部分	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『事実関係』 3 項目中マスク部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『事実関係』 3 (1)～(3) 全マスク部分	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
26	『補助者』 欄内マスク部分	<p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、警部補以下（同相当職を含む。）の警察職員の氏名が記載されており、これは開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『被補助者』 氏名	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 2 号に該当</p> <p>当該部分には、警部補以下（同相当職を含む。）の警察職</p>

		員の氏名が記載されており、これは開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。
『被補助者』 生年月日、採用年月日、現階級 年月日、現所属年月日	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。	
『事実関係』 1 内容中マスクング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。	
『事実関係』 2 内容中マスクング部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
『事実関係』 3 項目中マスクング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。	
『事実関係』 3 内容中マスクング部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
『事実関係』 4 項目中マスクング部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。	
『事実関係』 4 内容中マスクング部分	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	

	<p>『事実関係』 5 内容中マスキング部分</p>	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	<p>『被聴取者』 階級、氏名</p>	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>『被聴取者』 採用年月、家族構成</p>	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
<p>2 7</p>	<p>『事実関係』 2 内容中マスキング部分</p>	<p>条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>『事実関係』 3 ○性格～○業務内容 全マスキング部分</p>	<p>条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>『事実関係』 3 ○「■■■からの指示状況等（■■■）」 項目中マスキング部分</p>	<p>条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす</p>

		<p>おそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『事実関係』 6 原因	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『事実関係』 6 対策	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『事実関係』 7 内容中マスク部分	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	個人メモ サブタイトル中のマスク部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	個人メモ 内容中マスク部分	<p>条例第 7 条第 4 号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
28	『被聴取者』 氏名	<p>条例第 7 条第 6 号に該当</p> <p>当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これ</p>

		らの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『事実関係』 1～2、5 項目中マスク部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『事実関係』 1～6 上記を除く全マスク部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第7条第6号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
29	前文中マスク部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『3点検内容』 内容中マスク部分左側	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『3点検内容』 内容中マスク部分右側及びその上部マスク部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。
	上記以外の全マスク部分（別紙を含む。）	条例第7条第2号に該当 当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。 条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事

		実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。
30	『被聴取者』 採用年月日、現階級年月日、現所属年月日	条例第7条第2号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
	『身上等』1 内容中マスクング部分	条例第7条第2号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
	『身上等』2○バズ関係 内容中マスクング部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、科学捜査研究所の体制に関する情報が記載されており、公にすることにより、事案への対処能力等が明らかとなり、犯罪を企図する者に有利な情報となり、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『身上等』3 内容中マスクング部分	条例第7条第6号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『業務管理等』 項目中マスクング部分	条例第7条第4号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。 条例第7条第6号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『業務管理等』 上記以外のマスクング部分	条例第7条第6号に該当 当該部分には、監査に関する情報が記載されており、これらの情報が公にされることとなれば、今後の監査において協力を得られなくなるなど、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

	『その他』 内容中マスク部分	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
3 1	前文中マスク部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	上記以外の全マスク部分	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、鑑定の方法が記載されており、公にすると、犯罪を企図する者に有利な情報となり、犯罪を誘発するおそれがあるため。
3 2	『被補助者』 氏名	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。
	『被補助者』 生年月日、採用月日、現階級年月日、現所属年月日、家族	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
	『1～16、24～26、29、30～32 の問』 問中のマスク部分、内容（答）	条例第 7 条第 4 号に該当 当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	『30 の問』 問中のマスク部分、内容（答）	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
3 3	『起案者』 電話番号	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、警察専用電話の内線番号が記載されており、これを公にすると、不特定多数の者から警察業務の妨害を目的とした嫌がらせの電話を受けるおそれがあるほか、犯罪や災害等の緊急時の警察通信事務に支障を及ぼすおそれがあるため。

34	標題下のマスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『当該職員』 氏名	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『当該職員』 生年月日、採用月日、現階級年月日、現所属年月日、家族	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『処分量定』 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第5号に該当</p> <p>当該部分には、検討段階である機関相互間の協議に関する情報が記載されており、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等との間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『処分理由』 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『監督責任』 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第5号に該当</p> <p>当該部分には、検討段階である機関相互間の協議に関する情報が記載されており、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等との間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『広報対応その他参考事項』(3) 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

35	標題下のマスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『当該職員』 氏名	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『当該職員』 生年月日、採用月日、現階級年月日、現所属年月日、家族	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	『処分予定日』、『処分量定』 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第5号に該当</p> <p>当該部分には、検討段階である機関相互間の協議に関する情報が記載されており、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等との間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『処分理由』 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『監督責任』 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第5号に該当</p> <p>当該部分には、検討段階である機関相互間の協議に関する情報が記載されており、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等との間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『広報対応その他参考事項』(3) 内容中マスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

36	『1 処分量定』(1) 内容中マスク部分左側	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件の関係者の名前が記載されており、これを公にすると、同人への誹謗中傷、証人威迫等、犯罪を誘発するおそれがあるため。</p>
	『1 処分量定』(1) 内容中マスク部分右側	<p>条例第7条第5号に該当</p> <p>当該部分には、検討段階である機関相互間の協議に関する情報が記載されており、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等との間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。</p>
	『1 処分量定』(2) 内容中マスク部分	<p>条例第7条第5号に該当</p> <p>当該部分には、検討段階である機関相互間の協議に関する情報が記載されており、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等との間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。</p>

公文書(別紙1の付番を記載)	開示しない部分	非開示理由
2	『2聴取方法』以外の全マスキング部分	<p>条例第7条第4号</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
12	別紙3枚目「機種等」欄のマスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
15	第3の2(1)1行目右側のマスキング部分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>
16	別紙「機種等」欄のマスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>

17	別紙 全マスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>
18	2(1)2行目及び同 (2)2行目ないし3 行目のマスキング部分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>
19	『3点検内容』 表中のマスキング部分	<p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>
29	別紙1「点検した鑑定 関係書類の件数」の表 中マスキング部分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、個別の事件に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報及び識別することができないが、公にすることにより個人の権利・利益を害するおそれがある情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第7条第4号に該当</p> <p>当該部分には、現に捜査中の特定の事件に関する犯罪事実、背景、動機、捜査手法等に関する情報が記載されており、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持に支障を及ぼす恐れがあるため。</p>